

■公開レビュー応募原稿

小形克宏(フリーライター)

◎不十分な記述がおおい『改訂の方針』

今回の公開レビューに応募するにあたり、まずは新 JCS 委員会のご努力と熱意に敬意を表したいと思います。私の原稿が皆様の作業をすこしでも助けるものであればと願っています。

最初に全体について述べます。今回の公開レビューでは、JIS X 0213 の時のように規格原案をしめさず、『JIS 文字コード改訂の方針と具体的変更箇所 (案)』(以下、『改訂の方針』)をはじめ、骨子をまとめたいくつかの文書を公開して、これについてレビューを募集するという形式をとりました。私はこの告知を目にした当初、しめされた文書ははるかに読みやすく、したがって考えやすいように思いました。

しかし、いざ実際に検討しようとし始めた途端、そのような考えは間違っていたことがわかりました。公開された文書の記述は不十分なものであり、正確な検討ができないのです。

一例をあげると、『改訂の方針』項目番号 5-1 でしめされた何も変更しない 815 字が、どんな文字かわかりません。

もともと公開された時点の文書では、この 815 文字について、それが具体的にどんな文字なのかは一切しめされていませんでした。これが同時に公開された文書『表外漢字字体表で JIS 文字コードを流用した文字のコードについて』と何らかの関わりがあるとは推測できるものの、それがどのような関係かは明らかにされてない以上、推測するしかありませんでした。そんな中、2 月 1 日登録の「正誤表」(この「登録」とはどういう意味なのでしょう？ 少なくとも私が 2 月 1 日にアクセスした際に、これはありませんでした) の記述により、ようやくわかったのです。

注：この 815 字については「(3) 表外自他意 (筆者註ママ) 表で JIS を流用した文字」を参照のこと。コード欄に JIS X 0213 の符号位置が記載されている字が、JIS を流用したものである。

ところが、『表外漢字字体表で JIS 文字コードを流用した文字のコードについて』で「コード」欄に符号位置のある文字を単純に数えていくと、871 文字にもなってしまいます。つまり 56 文字のオーバー。

そこで今度はこの 871 文字のうち、「分類」欄の簡易慣用字体をあらわす「簡慣」、個別デザイン差をあらわす「個デ」を数えてみると 25 文字あるので、これを差し引いて印刷標準字体だけにしようとしてみると、846 文字。つまりまだ合わない。結局私にはこの 815 文字を特定

することができませんでした（ぜひ正しい方法をお教えてください）。どの文字が変更していないか確認しないで、どうして検討ができるのでしょうか？

また、『改訂の方針』の8ページ、5-5の10行目。

なお、この例示字形変更に伴う包摂の範囲変更は行わないが、一部の符号位置については、例示字形変更に伴う包摂規準の記述の変更が必要になる場合がある。

この〈一部の符号位置〉とは、どの符号位置のことなのでしょう？ 実はそれをあきらかにすることこそが、公開レビューに求められていることではないのでしょうか。同14ページ最下行の〈一部の文字〉、同15ページ最上行の〈残すべきであると言われている文字〉も同様で、それはどの文字なのかを明確に示してくれないと、レビューのしようがありません。

そもそも、1ヵ月しかないレビュー期間のうち、半分以上を過ぎた頃に正誤表を出すという行為自体どんなものなのでしょうか。5-2に分類されている4文字は、この正誤表によってはじめて実は5-1に含まれていたことが判明したのです。前述したように5-1の815文字が特定できないので、5-1に5-2の4文字が含まれるかどうか、この正誤表の記述がなければ分かりませんでした。

このような重要なミスが、残り2週間で切ろうかという頃に明らかになるようなことで、はたして今回の公開レビューに妥当性はあると言えるのでしょうか。

私の独自の取材によれば、この公開レビューによる今年度中のJIS文字コードの規格改正はなく、改正そのものは来年度以降に持ち越しとなるようです。であるならば、新JCS委員会は今回のような不十分な公開レビューで満足せずに、規格原案が固まった時点で、あらためてそれを公開し、レビューをおこなってはどうか。ぜひご検討ください。

◎なぜ表外漢字字体表に対応するのか？

『改訂の方針』の問題点は、上記に留まりません。私にはなぜJIS文字コードが表外漢字字体表に対応しなければならないのかが分かりません。この点について、『改訂の方針』には〈字体の混乱を防止するため〉に〈JIS文字コードに表外漢字字体表を反映させ〉るというくだりはあります。しかしこの記述は、なぜ工業標準化法に根拠をもつJISが、法的な根拠が与えられていない、答申レベルにとどまる表外漢字字体表に対応しなければならないのかという観点からは、不十分なものでしかありません。本来『改訂の方針』は、まずこの点から書き起こされるべきではなかったのでしょうか。

私は第1回をのぞき、ワーキンググループをふくめすべての審議を傍聴しましたが、実のところ「いつのまにかJISを変更することになってしまった」という印象が強いのです。つまり対応することそのものの是非をめぐる議論を十分深めてはいなかったのに、なし崩し的に具体的な対応法をめぐる提案がされ始めたように思えます。

たしかに6月12日の臨時委員会で広くメーカー各社を招聘して対応の是非について意見陳述をしてもらっています。しかし、そこで集められた意見が、以降の審議で深められたとは、

とても言えないというのが私の実感です。

◎JISと表外漢字字体表の適用範囲のちがい

JIS文字コードは表外漢字字体表に対応するべきか？ このことを考える上で重要なのは、両者は適用範囲、つまり性格をまったく異にするものであるという点です。表外漢字字体表には、適用範囲として以下のように書かれています。

表外漢字字体表は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送等、一般の社会生活において表外漢字を使用する場合の字体選択のよりどころを、印刷文字(情報機器の画面上で使用される文字や字幕を含む。)を対象として示すものである。(5ページ)

その一方で、〈現に地名・人名などの固有名詞に用いられている字体にまで及ぶものではない〉(同ページ)とあります。つまり固有名詞は表外漢字字体表の適用範囲外ということが、ここで明記されている訳です。さて、ではJISの方ではどうなのか。規格の適用範囲の条文ではわかりづらいので、JIS X 0213の『まえがき』を見てみましょう。ここではこの規格が作られた目的が明確に書かれています。

この規格は、JIS X 0208の符号化文字集合を拡張し、JIS X 0208が当初符号化を意図していた現代日本語を符号化するために十分な文字集合を提供することを目的として設計したものであって、(以下略)

もちろん、この『まえがき』の記述は実際の『適用範囲』の記述とも矛盾はしておらず、つまりJIS X 0213では、現代日本語の一部である固有名詞は適用範囲内ということになります。実際に規格票の解説によれば、JIS X 0213のソースのひとつとして人名を多くふくむNTT電話帳やPL教団の信者名簿が採用されています。

固有名詞を適用範囲外とした表外漢字字体表に、元々これを適用範囲内としてきたJIS文字コードが合わせようとすれば、どのようなことがおこるか。それが端的にあらわれているのが5-5、つまり、JISと表外漢字字体表の間で包摂の範囲内の字体差があり、JISの例示字体を表外漢字字体表のものに変更する100文字、そして三部首許容にかかわる5-6の28文字でしょう。

もともと、このカテゴリーにある計128文字は、JIS X 0208の1983年改正(83JIS)で例示字体を簡略化されたものに変更された文字が多いようです。そして、これら簡略化された字体を、政府として追認したものに1994年の法務省民事局民二第7005号通達『氏又は名の記載に用いる文字の取り扱いに関する通達等の整理について』があります。

この通達は戸籍に記されている文字が、この通達の「別表2」にある文字である場合、そのまま変更しないでよいとするものです。そして、この「別表2」には簡略化された83JISの字体が多くふくまれており、それが今回の『改訂の方針』5-5、5-6にも多いという訳です。5-5にある100文字のうち59文字が、そして5-6の28文字はすべて、この「別表2」にふくまれています。

溢,溢 襖,襖 晦,晦 葛,葛 翰,翰 翫,翫
 徽,徽 厩,厩 卿,卿 饗,饗 僅,僅 倦,倦
 捲,捲 諺,諺 巷,巷 薩,薩 櫛,櫛 酋,酋
 薯,薯 藳,藳 哨,哨 蛸,蛸 摺,摺 鞞,鞞
 鏞,鏞 漚,漚 鯖,鯖 屑,屑 煽,煽 撰,撰
 噌,噌 甌,甌 樽,樽 樽,樽 鱒,鱒 二,歎
 灘,灘 箸,箸 儲,儲 瀦,瀦 抄,抄 鄭,鄭
 擢,擢 溺,溺 堵,堵 屠,屠 賭,賭 叛,叛
 謬,謬 頻,頻 蔽,蔽 瞥,瞥 庖,庖 鞫,鞫
 愈,愈 檣,檣 猷,猷 煉,煉 榔,榔

■図1……… 5-5にある100字のうち、法務省民二第7005号通達で、そのまま戸籍に使われることが認められている59文字。(カンマの前が印刷標準字体、後が現在の例示字体。Illustratorの字体切り替え機能を使ったために、「嘆」だけは表示できない)

飴,飴 迂,迂 迦,迦 祁,祁 祇,祇 榭,榭
 餌,餌 這,這 蝕,蝕 遡,遡 遜,遜 腿,腿
 槌,槌 鎚,鎚 辻,辻 辿,辿 逗,逗 樋,樋
 遁,遁 禰,禰 逼,逼 餅,餅 逢,逢 蓬,蓬
 迄,迄 謎,謎 鎚,鎚 漣,漣

■図2……… 5-6にある28文字。これらはすべて法務省民二第7005号通達で、そのまま戸籍に使われることが認められている文字だ。(カンマの前が印刷標準字体、後が現在の例示字体)

これが何をあらわすのでしょうか？たとえば葛飾区や葛西さんの「葛」、榑崎さんの「榑」、小樽市の「樽」、薩摩の「薩」、灘の生一本の「灘」、中国人の姓に多い「鄭」などといった字体は、すべてこの法務省民二第 7005 号通達によって現在の簡略化された JIS 例示字体を認められています。もしも例示字体の変更ということになり、改正後の JIS に対応したフォントで表示した場合、逆にこの 7005 号通達の字体では見ることができなくなります。もちろん JIS の包摂規準内ではありますが、一般に流通しているフォントの字形を変更したいからこそ例示字体を変えようとしている訳で、これは法務省の政策と矛盾しているとはいえないでしょうか。

こうした矛盾は、表外漢字字体表が固有名詞を目的に作られていないことから生じたと考えられます。別に取材したわけではありませんが、7005 号通達は簡略化された字体が良いという強い主張があつて作られたと言うようなものではなく、それら簡略化された字体で日々戸籍がつくられているという実態を背景にしたものであるはずです。つまり、固有名詞の世界では、表外漢字字体表が排除しようとした簡略化された字体が強い存在感をもっているであろうことが推測できます。

一方で、表外漢字字体表の 10 ページに明らかなように、表外漢字字体表を作る際に参考にされた頻度調査は、印刷会社や新聞社を対象にしたものであり、これらから固有名詞における簡略化された字体の普及度をはかることはできません。しかし、繰り返しますが、JIS 文字コードは固有名詞にも使われるように作られているのです。つまり、適用範囲の違う漢字表を、別の漢字表に当てはめようとする「無理」が、ここには明らかな形であらわれているのです。JIS 文字コードは表外漢字字体表に対応すべきか、というより、そもそも本当に対応可能かを疑わせるような現実がここにはあるように思えます。

◎JIS X 0208の例示字体を変更すると、JIS X 0221はどうなる？

もうひとつ指摘しておきたいことに、例示字体を変更した場合の国際規格との整合性があります。

JIS X 0221 は原規格として JIS X 0208-1990 と JIS X 0212-1990 を引用しています (JIS X 0221: 2001 規格票 p.309)。これは制定年も指定しているので、その限りにおいて、たとえばこれから作られるであろう JIS X 0208:2002 で例示字体を変更しても、JIS X 0221 の例示字体まで変更しなくてもよいという解釈もなりたつでしょう。しかし、本当にそれでよいのでしょうか。

最新の JIS こそが正しかるべき JIS というのが原則のはずです。JIS X 0208 や JIS X 0213 と JIS X 0221 の間で、互いの例示字体に矛盾がおきることは、すなわち JIS 文字コードそのものの信頼を失わせることにつながらないでしょうか。それはやはり、してはならない選択だといえるでしょう。

◎JISはどのように対応すべきか

以上述べたように、もしも本当に〈字体の混乱を防止〉したいのならば、現在の例示字体は一切変更するべきではないと私は考えます。いや、変更したくても社会的な混乱を考えるとで

きないと言った方が良いでしょう。

前述したように、私は JIS として対応することそのものに疑問があるのですが、一方で『改訂の方針』で言うように、〈JIS 文字コードへの表外漢字字体表の反映方法には、実際には様々な考え方があり得るので、これを統一し、その方針をいち早く公開して、種々の反映方法が並存するために生じる混乱を防止すること〉(1 ページ) もたしかに JIS の大切な役割であると思います。

例示字体を変更せずに表外漢字字体表に対応できるのか？ この難問にたいする回答のひとつが、フォントの字形を規定しようという案です。つまり現行の JIS 文字コードはいじらずに、表外漢字字体表どおりの字形を表示するための字の形を規定し、それらと JIS 文字コードの対応を明記するというアイデアです。

これは実際に新 JCS 委員会で提案されています。2001 年 10 月 31 日の第 5 回ワーキンググループで、小池和夫委員から提案された『政令文字及びそれに準ずる漢字の印標準字体とその符号』(書類番号 JCSNNWG-5-04) です。注目されるのはこれが小池委員だけにとどまらず、数人の委員からも関連する提案がなされている点です。つまり、これは小池提案がけっして突飛で奇矯なものではなく、現実的な説得力をもつ提案だと受け止められたことが伺えるのです。

しかしこのワーキンググループでなされた提案は、なぜか親委員会ではほぼ黙殺され、きちんと審議されていません。どうしてでしょう？ 審議されて否決されたのならともかく、正式な委員から正式なルートで提案されたものが、どうして審議もされずに店晒しになるのか。私は暗然とせざるをえません。幹事団はこの小池提案を審議しない理由を明らかにすべき義務があると思いますが、いかがでしょうか。

◎新JCS委員会は本当にオープンか？

今年の新 JCS 委員会から『新 JCS 委員会の運営ルール』(書類番号 JCSNNP-1-06) が策定され、検討資料や討議の内容が公開されるようになりました。委員会の活動取材してきた者の一人として、このような規準をもうけられたことを歓迎いたします。レビューを終えるにあたり、このルールを利用して取材をしてきた者としてコメントしたいと思います。

資料そのものが公開されたことは大変な英断と考えますが、残念ながら現状で十分とは思えません。たとえば、なぜ委員会の開催日程が一部の人間にしか公開されないのでしょうか。

現在は傍聴した人間のうち、メールアドレスを知らせた人間にのみメールで通知されます。せっかくウェブで資料公開をしているのですから、開催日程もここで知らせてはいかがでしょうか。私は事務局に「なぜ開催日程を告知しないのか」と問い合わせたことがありますが、理由はなく、ただ「現在では考えていない。もっとあとで、JIS 化などの時には必ず行う」という回答だけがありました。これでは「本当は新 JCS 委員会は情報公開をしたくないのでは」などと痛くない腹を探られかねない状況です。来年度からは、ぜひ開催日程も広く世に知らせるようにはしていただきたいと思います。

また、現在の資料公開のウェブも、議事録と配付資料をわけると、もっともって見やすく分かりやすくできる余地があります。デザインもあまりに素っ気なさ過ぎる。せっかくの資料公開が、これでは部外者にあまりに不親切です。事情を深く知らない人間でもやさしく理解できるよう、ぜひ改善を検討してください。

◎おわりに

以上、不本意ながらかけ足で問題点を述べるにとどまってしまいました。それにしても1ヵ月というレビュー期間の短さがうらめしい。ここでは今回の公開レビューが決して満足のゆく環境で行われたものではなく、もしも例示字体の変更をふくむ大きな改正をしようというのなら、もう一度、今度は文句の付けようのない環境の中でレビューを行うべきだと、繰り返し要望しておきたいと思います。

※本文書の公開にあたって

この文書は2001年度新JCS委員会公開レビューへの応募原稿である。実際に応募した原稿の誤字、書き間違いなどを、文意をそこねない範囲で修正したことをお断りしておく。(2002年2月16日 筆者)